

平成 2 3 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月16日（金曜日）午前10時00分 開 議
午後 0時07分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
3. 北 市 勲 議員
4. 向 井 義 擴 議員
5. 大 道 晃 利 議員
6. 太 田 常 美 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
5	1	大道 晃利	1. 東日本大震災と原発事故に対する構え 2. 交通安全について 3. 小中学校の整備について
6	7	太田 常美	1. 当市の公営住宅の政策について 2. 今後の水道事業について 3. 防火対策について 4. 有害獣駆除と今後の対策について

順序	議席番号	氏 名	件 名
3	9	北 市 勲	1. 第5次赤平市総合計画の実施計画について 2. 税、使用料等の見直しについて 3. 節電対策について 4. 改正介護保険法について
4	6	向井 義擴	1. 災害対策について 2. 子供たちの課外教育について 3. 職員の地域活動について

○出席議員 10名

- 1番 大道 晃利 君
2番 五十嵐 美知 君
3番 植 村 真美 君
4番 竹 村 恵一 君
5番 若 山 武信 君
6番 向 井 義擴 君
7番 太 田 常美 君
8番 菊 島 好孝 君
9番 北 市 勲 君
10番 獅 畑 輝明 君

○欠席議員 0名

○説明員

市	長	高尾弘明君
教育委員会	委員長	田口敏弘君
監査委員		小椋克己君
選挙管理委員会		壽崎光吉君
委員	長	
農業委員会	会長	野村繁君
副市	長	浅水忠男君
総務課	長	町田秀一君
企画財政課	長	伊藤寿雄君
税務課	長	栗山滋之君
市民生活課	長	片山敬康君
社会福祉課	長	永川郁郎君
介護健康推進課	長	斉藤幸英君
商工労政観光課	長	伊藤嘉悦君
農政課	長	菊島美時君
建設課	長	熊谷敦君
上下水道課	長	横岡孝一君
会計管理者		保田隆二君
消防	長	中村高庸君
市立赤平総合病院		實吉俊介君
事務	長	
教育委員会	教育長	渡邊敏雄君
"	学校教育課長	相原弘幸君
"	社会教育課長	吉村春義君
監査事務局	長	下村信磁君
選挙管理委員会		町田秀一君
事務局	長	
農業委員会		菊島美時君
事務局	長	

○本会議事務従事者

議会	事務局長	大橋一君
"	総務議事担当主幹	野呂律子君
"	総務議事係長	渡邊敏一君

(午前10時00分 開 議)

○議長(獅畑輝明君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、6番向井議員、8番菊島議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序3、1、第5次赤平市総合計画の実施計画について、2、税、使用料等の見直しについて、3、節電対策について、4、改正介護保険法について、議席番号9番、北市議員。

○9番(北市勲君) [登壇] 通告に従い、質問をいたします。答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

大綱1、第5次赤平市総合計画の実施計画について、①、まちづくりの青写真についてお尋ねをいたします。このたび第5次赤平市総合計画の平成21年から平成25年までの5年間の実施計画の説明をいただきました。率直な感想として、基本構想で示されている3つの重点プロジェクトを具体化した多くの事業が盛り込まれ、すばらしい実施計画であり、確実に実行されることを期待するものでもあります。

基本構想に平成30年には赤平市の人口が1万1,600人、こう推定されておまして、当然のことながらコンパクトなまちづくりが求められるのが明らかである、このように思っております。

そこで、まちをつくるということはどのようなことなのかと。私は、まちづくりには2つのパターンがあるだろうと。1つは、まちの規模をどのような形で持っていくのかと、こういうハードの面と、それからまちを運営していくいわゆるソフトの面とこの二面性がある、これが必要であろうと、このように思っております。実施計画には、ソフトの部分が主であって、ハードの部分としてのまちの形をどのようにするかが余り多く語られておりません。ぜひこのことについてどのようなまちをつくらうとしているのか、その考え方をお聞かせ願ひたいと思います。まず、最初の質問です。

○議長(獅畑輝明君) 企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) まちづくりの青写真についてということですが、残念ながら当市は人口減少に歯どめがかからないというのが実態でございます。平成30年度の総合計画終了時点で、議員が言われたとおり、目標人口ということですが、1万1,600人と定めております。当然引き続き諸施策の実現に向けて努力をしまいたなければなりません、今から今後10年後を予想した場合に人口1万人を維持するには極めて厳しい状況だというふうに思っております。

そうした意味では、議員が言われるような機能集約による効率、効果的なまちづくりを進めていくということは、大変重要なことであるというふうに認識をいたしております。これまでもハードの面ということになりますが、公共施設につきましては人口規模に見合った施設のあり方を協議し、統廃合等を進めさせていただいた経過がございますし、特に本年度は小中学校の再編方針も決定してまいります。まちづくりに向かい最大限努力することは大切でございますが、一方ではしっかりと現実をとらえながら、将来を見据えた考え方やビジョンを持つという

ことも行政の役割であると認識をいたしております。とはいえ、いわゆるコンパクトシティと言われるような住宅再編並びにコミュニティ施設など、こういった地域性が非常に強い内容のものまで踏み込むというのは現実としては難しいというふうに感じておりますが、前段申し上げましたような公共施設の集約、こういったものなどについては今後も人口の動向や、さらに財政体力、こういったものを十分考慮しながら、施設の複合化とあわせて検討してまいらなければならない課題であるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。赤平市の形というか、発展の過程の中で空知川を中心としたよく言われるウナギの寝床と言われるような形の中で発展してきていると。そういう意味では非常に難しい面があると思うのですが、しかしだからといってこの東西に長いまちをそのまま発展などと考えられない。やはりどこかで集約をしなければならぬだろうと。そういう中で、このコンパクトなまちづくりをするに当たっては、基本的な考え方の一つとしてやはり公共施設をできるだけ集中化していかなければならないだろうと、このように思っていますが、ことしの2月にオープンしました市民プール、総合体育館の近くに来ました。非常にいい計画だろうと思っておりますし、このように総合体育館を中心とした駅裏、炭鉱跡地も含め炭鉱遺産の保存場所、あるいはスポーツゾーン等、この青写真はやっぱり早くつくるべきではないかと。これは一つの私の考え方です。これについて考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 今おっしゃられました総合体育館周辺につきましては、ある意味スポーツゾーンという形になろうかというふうに思います。このたびの市民プールの開設とあわせて市営テニスコート、これらの移設ということも今後施設の

老朽化とともに検討していく必要があると考えてございます。

また、駅裏の炭鉱跡地につきましては、駅裏炭鉱跡地活用検討協議会というものを9月末に設置する予定でございますので、これらの中で市民の意見を十分参考としながら、方向性を見出してまいりたいというふうに考えております。

さらに、お話の中にはございませんでしたが、当市の課題としては消防の本部庁舎といった課題もございしますが、現在滝川地区広域消防事務組合との広域連携について検討を開始しているといった状況でございますので、実施計画に示した施策の中でも具体的位置づけが定め切れていないものもございしますが、機能集約といった観点を考慮しながら、中長期的展望に立ったまちの青写真というものを再度考えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。消防庁舎も含め、テニスコートも実は今住友用地に借りて運営していると。借地料も大幅に値上げされたという実態になっております。ぜひこのスポーツセンターを中心としたあの一角をそういったスポーツゾーンとしてのやっぱりあり方も十分検討していただきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に移ります。②の市有地の活用でございますが、実は赤平市は非常に市民に開放してもいい土地をたくさん持っております。昨年の秋より実施しております定期借地権による市有地の活用は、南豊丘地区の8区画を市民に呼びかけたところ大変好評で、ほとんどの区画が貸し付けが決定したと、このように聞いておりますけれども、現状を説明をお願いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） ご質問にございました豊丘南団地の状況につきましてお答えさせていただ

きます。

豊丘南団地は、全部で43区画ございまして、そのうち18区画につきまして売却済みでございましたが、ご案内のとおり昨年8月より定期借地権制度を取り入れまして、8区画を定期借地権用の区画として用意させていただき、おかげさまをもちまして好評をいただき、昨年中に3区画、本年4区画の合計7区画につきましてご契約をいただき、残り1区画となったところでございます。その施工業者も7件のうち4件が市内の業者を使っていたという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 大変すばらしい実績だと。この件につきましては、私どももぜひこういう貸し付けによる市有地の活用はできないかという提案はさせていただいたのですが、この8区画のうち7区画が使われていると。さらに、地元業者が4件もやってくれていると。いわゆる地元の商業振興という意味では非常に大きな意味があるのではないかと、こういうふうに思っています。これは大成功だなど、このように私は感じておりますが、そこでこの定期借地権による活用をこれからも恐らく考えていかれるだろうと、継続されるかと思いますが、これからどの辺のところを考えておられるのか、もし差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 定期借地権等の市有地の活用につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

現在公営住宅等を除却した跡地など市有地の活用につきましては、今後先ほどお答えいたしました定期借地権の導入を含め有効な活用方法について検討しなければならないと考えており、また総合計画の実施計画の中に市有地活用計画の策定につきまして盛り込んでございますことから、この計画の策定の過程におきまして十分に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくご

理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 具体的にどこということはありませんでしたが、実はこの実施計画書の中に平成24年に市有地の活用計画を策定すると、このように表記されていますけれども、これと定期借地権の活用とは関連性あるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 今豊丘南団地の分譲地もでございます。先ほど申し上げましたとおり公営住宅の住宅跡地、この部分に関しても分譲の可能性もございますので、それらを総体的に考えながら検討させていただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございました。ぜひ炭鉱跡地、それから市住の跡地も含めて有効に使える部分がありますので、積極的に市有地の活用をお願いいたしたいと思えます。

次に移ります。大綱2の税、使用料等の見直しについて、①、具体的な見直し項目についてお尋ねをいたします。赤平市は、財政再建とまちづくり再生をテーマに平成18年にあかびらスクラムプランを作成いたしました。なお、平成19年に赤平市財政健全化計画を策定し、この間に空知産炭地域基金の一括償還ということもございました。さらに、平成20年には赤平市財政健全化計画改訂版を策定し、赤平市の財政再生団体入りを回避しようということで行ったわけですが、おかげさまで赤平市の財政再生団体回避はできたのですが、この回避のために多くの市民から大きな負担と協力をいただきました。その項目については、代表的なものを述べますと税としては都市計画税、軽自動車税、入湯税、使用料につきましては保育料、それから住宅使用料、あるいは水道料も一つです。下水道料もありました。こういうことで、結果として平成22年の決算では単年度収支として3億6,000万円程度の繰越金が生まれ、さらに

財政調整基金として11億6,000万円ほどになる財政になりました。この3年、4年の間に非常にいい結果が出せたと。これも市職員の皆さん方のご協力とプラスやはり市民に大きな負担をかけたということは私も感じておりますし、皆さん方も感じていただきたいと。

そこで、赤平市の財政を考えると、病院問題を抱えているとはいえ、市民の絶大なる協力で財政再生団体が回避できたわけですから、市民に対して少しでももとに戻す道筋を示すべきでないかと。以前にも私は水道料を戻すべきでないかと。これは、年寄りから子供まであらゆる人が使う水道料ですから、これはむしろいいのでないかと提案をいたしました。が、企業会計ということでなかなか難しいという答弁もありましたが、ぜひこの際市民に回避ができて、将来に明かりが見えるのだと、そういう意味での還元を考えていただきたいと思いますが、考えがございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 税、使用料等の見直し項目についてということですが、最初に当市の財政の今後の行方ということですが、まず平成22年度の決算に基づく赤平市の健全化判断比率はすべて好転をいたしまして、特に最も課題とされていた連結実質赤字比率はこれまでの市民の皆様のご協力により最新である赤平市財政健全化計画改訂版、これを上回る速さで解消することができましたことに感謝を申し上げます。また、財政調整基金残高につきましても現在約11億5,000万円となりまして、財政運営上の体力が多少つきつつあるというふうに言えるかと思えます。

しかし、市全体としては、病院事業会計の不良債務を抱えておりますし、市立病院経営健全化計画に基づく病床再編がスタートし、本年度いかに経営改善の成果を上げることができるか、また国といたしましては8月に閣議決定された平成24年度から平成26年度までの中期財政フレームの中で地方の一般財源の総額は平成23年度と同水準を確保し、東日本大

震災による復興財源は別枠とすると言われておりますが、復興財源が不足する中で非常に不透明な状況でありまして、平成24年度以降も予断を許さない状況が続くと予想されます。

そこで、税、使用料等の見直しの考え方についてでございますが、まず都市計画税並びに軽自動車税につきましても、財政難のために標準を上回る税率等を定めてきた経過がございますので、前段申し上げた課題が整理され、財政見通しが立った時点におきましては、他の自治体と比較して税率の高い固定資産税も含めまして引き下げに向けた検討が必要であると思えます。ただ、税体系として長期的視点に立って慎重に判断すべきであるというふうに考えております。

また、公的住宅の使用料に関しましても、公営住宅は法律に基づくものでありまして、改良住宅について閉山対策として長年改正を見送ってきた経過があること、また保育料につきましても国の基準に基づくものであること、さらに上下水道使用料につきましても、特に上水道につきましても公営企業会計として独立採算が原則であることや設備等の老朽化によって補修費用を平準化させることで使用料の引き上げ、抑制に努めているなど、先ほど申し上げた税以外につきましても受益者負担の適正化の範疇であるというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 赤平市の財政がもっとよくなるとなかなか難しいと。ただ、税金についてはよくなり次第直したいということで理解いたしますが、実はスクラムプランをつくったときに期限を3年とたしかうたっていたはずなのです。これは、その後に産炭地域基金の一括償還やら、それから財政指標の連結赤字比率の改善等で若干延びたことには理解しますが、少なくとも市民に対して3年間という約束はしてきたはずですから、これはこの問題があっても、やはり市民にそれなりの形で返さなければならぬだろうと。昨日の補正予

算でもたしかスキー授業の一部補助が決まりました。これも実はスキー授業も廃止の一つでした。そういう意味では若干の還元ありますけれども、それについて当初つくられたスクラムプランの約束をどう受けとめているかと、これについてもし考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） これまで3つのプランをつくってきておりますが、それぞれの時の情勢といいますか、スクラムプランの段階につきましてはご承知のとおり市町村の合併協議等、これが破綻になったという経過が発端でありますし、三位一体改革によります地方交付税が減額したと。この部分で財政が成り立たないということが1つありましたので、その時点としてのプランをまず策定いたしました。その次の段階におきましては、先ほど議員も言われました産炭地のいわゆるやみ起債という形で言われておりますが、この問題によって13億5,000万を一括償還したことによって改めて今後の見通しを立てたというのが2回目のプランであります。そして、その後におきまして今度は連結という会計の問題が法律として新たに定められましたので、今段階財政見直し、財政状況として市民にご理解いただいているのは、最終的には赤平市財政健全化計画の改訂版というふうにご理解いただいておりますので、スクラムプランの後に情勢変化があったことに対して対応した現在のプランに至っているということをご理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。平成18年から3つの計画、スクラムプラン、それから財政健全化計画及びその改訂版と、こういう3つの計画の中で本当に多くの協力を市民に求めたと。このことを肝に銘じて、ぜひ財政が好転すれば少なからず市民に還元していただきたいと、これを要望してこの項を終わりたいと思います。

次に、大綱3の節電対策についてお尋ねをいたします。現在実施中の節電効果についてお尋ねをいた

します。ことは、3月の11日、東北大震災により福島原子力発電所の事故が起きました。以来電力の供給ができるかどうかということで、その不安から全国的に節電が大きな話題となりました。これは皆さんご承知のことです。しかし、赤平市は、財政再建という中でも既にこの節電については実施してきているはずで、役所に入りましても、病院行きましても時間によっては暗いと、こういう状況で節電には相当協力しているのではないかと思います。いわゆる照明以外にどのような節電をされているのか。また、せつかく節電をやっているわけですから、その効果はどんなふうなのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 現在実施中の節電効果についてお答えさせていただきますと思います。

平成21年度から平成22年度にかけて道路照明灯及び公園灯743灯を水銀灯からナトリウム灯やLEDなどに交換いたしました。庁舎におきましては蛍光灯を間引いて点灯したり、さらに業務に影響のない箇所はその都度消灯、利用頻度の低いトイレは使用時のみ点灯、パソコンは本体はもちろんオフのときにはモニターの電源を切る、常時使うプリンターは個々に設置せずにコピー機につなげる、電気ポットなど電熱器を極力使わないようにするなど節電を実施しているところでございます。

節電の効果でございますけれども、道路照明灯及び公園灯につきましては、電気料金約48%削減いたしまして年間470万円の減少となっており、庁舎におきましても機器の入れかえの効果もあると思っておりますけれども、平成13年度と平成22年度を比較してみますと使用料で6万3,745キロワットアワーの減少、金額で171万9,808円の減少となっており、かなりの効果が見られるところとなっております。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 すばらしい節電だろうと。せつかくこれだけの効果を出しているわけ

ですから、やはりこの辺のところも市民に知ってもらうことも大事なことだろうと思っておりますが、ただいま照明のお話がありました。見渡すところまだ庁舎内、いわゆる公共施設の照明については蛍光管が主流であろうと。そういうことで、今電力の消費が非常に少ない、あるいは耐久性が高いと言われていたLEDについて、これについての切りかえは考えておられるのかどうかお聞きいたしたいと思えます。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） LED灯の使用についてのお話でございますけれども、先ほどの質問にもございましたとおり庁舎内ちょっと暗く感じられるときもございまして、住民懇談会におきましても同様にご指摘をいただいているところでございます。このことから、来られるお客様のご不便となりませんように例えばカウンターの上ぐらひは消灯せずに利用しやすくなるよう工夫していきたいというふうに考えているところでございまして、ただLEDの蛍光灯はまだ非常に高く、なかなか全部入れかえるというわけにはいきませんが、常につけております非常口の誘導灯、これなどに活用していくなど、その導入について検討していきたいというふうに考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。まだ今すぐというわけにはならないと。非常に設備投資が、イニシャルコストが高くつくという意味ではちょっと早いのかなと。ただ、今おっしゃるように使えるところは使っていきたいということですので、どうぞ経費節減という意味でぜひこれに切りかえていけるところは切りかえていただきたい。

また、市民から先ほど話ありました窓口が暗いよという話なのですけれども、これについてもおいおい改善していただければと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

次に、②の特定規模電気事業者への切りかえについてお尋ねをいたします。まず、最初にお尋ねしたいのですが、確認したいのですが、赤平市内における公共施設の電気はすべて北海道電力からの購入かどうかを確かめたいと思えます。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 市の公共施設すべて今のところ北海道電力から。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 すべてが北海道電力ということですが、実は今北海道の中に北海道内を供給区域とする電力小売業者が、いわゆる特定規模電気事業者が6社あります。北電の電力料金の決定というのは、数カ月間の中でマスコミ等でご存じのように全国的に電力会社は総括原価方式という形でもって電気料金を決めております。非常に高上がりな電力になっていると。そういうことで、北海道電力よりも割安な電気料金で使えるということで、道内の自治体、あるいはホテル、あるいはスーパーマーケット、こういった電力を使うところについては切りかえの動きが広まってきておると聞いております。赤平市は、今のところすべて北電ですから、この特定規模電気事業者からの電気の購入は考えているかどうかお聞きいたしたいと思えます。

ただ、この切りかえに当たっては、1施設の電力の契約が50キロワット以上の施設でなければなりません。これは、かつては2,000キロワット以上の契約でなければ使えなかったのですが、2004年に50キロワットに拡大されたということで非常に使いやすくなったと。送電線も北電の電線を使ってくるので、これについてはかなり割安になるのではないかと聞いておりますが、これについてお答え願いたいと思えます。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 特定規模電気事業者への切りかえにつきましてお答えさせていただきますと存じます。

ご案内のとおり電力の自由化ということで電気事

業法が改正されて、お話のとおり高圧50キロワット以上に平成17年より範囲が拡大されて、自治体においても電力調達の選択肢が広がっているところでございます。

当市における契約電力が50キロワット以上の施設にはこの庁舎のほかに文京保育所、市立病院、総合体育館、保養センター、多目的交流センターみらい、赤間小学校、豊里小学校、住友赤平小学校、茂尻小学校、そして給食センターなどございますけれども、特定規模電気事業者へ切りかえができる可能性がございますけれども、電力の供給は原則として電力会社の送電設備を通じて行われ、発電設備の事故で供給できない等で不足電力が生じた場合、既存の電力会社が不足電力を補給することになっておりますので、今のところ特定規模電気事業自体支障はないと思っております。お話にもありましたとおり道内でも民間業者で導入されている実績はございますけれども、平成22年度における道内の自治体に係る特定規模電気事業の導入実績につきましては北海道、札幌市、旭川市、この道と市がそれぞれ一部導入しているというところがございますけれども、いまだ導入していない市町村がほとんどのようでございますことから、当市に供給可能な特定規模電気事業者がどの程度あるかなど、切りかえにつきまして十分に検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。電気については、自由化というか、2004年から始まったわけですが、たまたまことはこれからこの福島の原子力発電所の事故後いわゆる脱原発を求める世論の高まりの中で、北海道も泊原発の発電比率は多分下がっていくだろうと、そういうことが予想されます。それで、そのかわりコストの高い火力発電の比率が上がってくるだろうと。そうすると、電気料金がさらに上がる可能性も考えられます。そういう意味で、やはり早急に特定規模

電気事業者への切りかえを検討すべきであると、このように思っておりますので、私の要望といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に進みます。大綱4、改正介護保険法についてお尋ねをいたします。①、赤平市における体制整備について。このたび介護保険法が改正されました。来年度から看護と連携した24時間対応型の訪問介護サービスが導入されることになりました。創設されるのは、定期巡回・随時対応サービスで、在宅で介護を受けている高齢者の生活を支援する、これが目的であります。24時間の体制を整え、看護と密接な連携を図って、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するのが特徴です。ひとり暮らしや重度の要介護者になっても住みなれた地域を離れないで暮らしたいという高齢者の要望にこたえるのがねらいでもございます。そこで、このサービスを赤平市で実施するに当たり、体制の整備をしなければなりません。体制整備のスタートは、まず赤平市にこのサービスを希望する受益者がどのぐらいの数がいるのかと予想しているのか、この辺についてお聞きしたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 赤平市における体制整備についてお答えいたします。

平成24年4月から改正されます介護保険法につきましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるよう地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを平成24年度から始まる第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画期間内に進めるものとしております。この中では、医療と介護の連携強化、介護人材の確保とサービスの向上、高齢者の住まいの整備、認知症対策の推進、保険者による主体的な取り組みの推進、保険料上昇の緩和の6つの取り組みが求められております。その中でも医療と介護の連携強化では、在宅の重度の要介護者に対応できるよう看護と介護が一体となって24時間対応の定期巡回や随時対応型サービスの提供

ができる複合型サービスを創設していくことが掲げられており、サービスの内容もかなり医療に踏み込んだものになることから、それらに対応するために看護師等の医療職及び介護員が相当数必要とされており、試算では利用者45名に対し看護職が常勤換算で1.71人、介護員が22.8人、面接相談員が1人、介護の知識と実務経験を有した電話を受けるオペレーターが1人必要とされており、人材の確保が困難なことや、また事業の実施エリアをおおむね30分以内に対応できる範囲としていることから、季節によるハンディが伴う北海道のような積雪寒冷地帯にある過疎地域におきましては、事業者の参入は極めて難しい状況にあると考えられています。また、近隣自治体においても同様に厳しいという認識を示しているようであります。

サービスを受ける対象者につきましては、より介護度の重い介護3以上を前提とし、在宅で介護サービスを受けている方が対象になると見込まれ、現在市内においては32名の方がいる状況にあります。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。赤平市内で希望する方はおよそ32名ということでよろしいですね。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） あくまでも私どもの推測として対象になる方が32名ということになります。

また、先ほど介護3以上ということをお話しましたが、介護1ないしは2でも見守りが必要だとか、そういった状況によっては該当になる場合があるのではないかと推測をしております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。

実は、今担当課長さんのほうから介護スタッフ、

あるいは看護スタッフ、この確保が大変難しいだろうと。これは、いわゆる受益者が多ければその辺の採算ベースに合うと思いますけれども、32名程度の人数であれば非常に難しいのではないかと。赤平市内には、実はこういったサービスする民間業者ありません。となると、これは赤平市がやるのかと、こういうことになってくるのです。実は、今のところこういう民間業者があるのは都会だけで、地方はほとんどないという状況なのですけれども、ではどうするのだと、こういうことになってくるのですが、これについていかがですか。もし赤平市で民間業者が受け皿なければ市がそれをやるのかと、そういうことになってくるのですが、それについてはいかがですか。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） あくまでも国が想定をしているのは、民間事業者の参入ということになります。現状大手のいわゆる介護サービスを行っている会社、都会に多くございますけれども、そこが参入してくるということになってくるかと思えますけれども、やはり全国展開ということになりますとかなりの事業所が必要ということになりますので、なかなか厳しい状況は続くのかなと思っております。おおむね30分で行けるエリアが対象ということは、緊急時の対応を考えてということになりますので、例えばこの地域で滝川にそういう拠点ができたとしても、赤平市全域を含めてということになりますと冬期間は非常に難しい状況になりますので、非常にそういった部分では懸念しているところであります。

また、市がやるのかということのお尋ねですが、あくまでもこれ国の前提では民間事業者ということになりますので、やはりその辺についてはなかなか難しいのではないかと思っております。

先ほど答弁の中でお答え申し上げました保険者による主体的な取り組みの推進ということなのですが、国の中で想定しているのは介護報酬についても今までは全国一律ということではやっておりましたが、状

況によっては市がその報酬を上げるということも、国は上限額を設定していますけれども、そういったことも含まれるということになります。ただ、それを行いますと給付額が非常にふえるということになりますので、そうすると介護保険料にも影響してきますし、また自己負担が1割ということになりますので、その自己負担についても影響が来るということがありますので、なかなかそれも難しい状況ではないかなと、そのように考えております。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。こういういい制度なのですけれども、実際に地方ではなかなかそぐわない部分があるのだろうと、こういうふうに思っていますが、ただ介護を受けている人にしてみれば在宅でこれから面倒見てくれるのだ、そういう法律が決まったのだと、こういう喜びの言葉もあるわけです。ですから、そういう意味で地方だからできないなんていうのは、やはり日本国民が均等に介護を受ける権利があるわけですから、そういうことにならないだろうと思います。ぜひこのことが赤平市に民間企業者が来ていただけるような、そしてそういった受益者があるようなひとつ形で努力していただきたい、こういうふうに思っています。

最後になりますが、②の特別養護老人ホームについての関連についてお尋ねいたします。先ほども述べましたが、このたびの介護保険の改正のサービスは、ひとり暮らしや重度の要介護になった状態でも住みなれた地域で暮らしたいと、こういった高齢者の要望にこたえるのがねらいで、いわゆる在宅者を支援するのだということなのですが、赤平市はこのことで若干国の方針と違うのかなと思うのは、平成24年に特別養護老人ホームを増床したいと、これは市長さんの公約の中にもありました。今回のこの在宅生活を支援をするということは、いわゆる施設介護を減らしたいのだというねらいが国にあるわけです。そうすると、赤平市は国の方針とは違った方向にいくぞと。いわゆる施設介護から在宅介護へした

いという国の方針と赤平市は施設介護を重視するのだと、この辺の違いについて、この関連性を含めてお話を伺いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 特別養護老人ホームとの関連についてお答えいたします。

厚生労働省が平成22年1月に公表した数値によりますと、特別養護老人ホームの待機者は全国で約42万人、道内におきましても約2万2,400人、市内におきましては本年6月の調査時点で70名が入所待ちをしているような状況であります。このような状況の中で、国は待機者の解消の方策としまして前段でお答えいたしました24時間対応の複合型サービスの創設により在宅介護にシフトをしようとしておりますが、24時間対応といいましても常時介護が受けられる状況にはないため家族による介護も必要とされ、家庭内の介護力が低下している中では施設入所を選ばざるを得ないこともありますことから、待機者の解消を図っていくためには施設の増設も必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（獅畑輝明君） 北市議員。

○9番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。施設に入るのも、いわゆる在宅介護も含めて暮らしやすいまちをつくらなければならないと。そういう意味では、若干の国が求めるものと赤平市が進めるというものの違いはありますけれども、目標としてはやはり安心して暮らせるまちをつくっていくのだと、そういう意味での特別養護老人ホームの増床ということについてはご理解をいたしたいと思います。

以上で私の質問はすべて終わりますが、大きな大綱4つ質問させていただきました。いずれにしても、私どもが住むまち、やっぱり住みよいまちをつくりたいのだと。それにはやはり基本的には人の力と、それから我々の協力がどうしても必要だということで皆さん方に質問いたしました。今後も含めてまちづくりにご協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序4、1、災害対策について、2、子供たちの課外教育について、3、職員の地域活動について、議席番号6番、向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 ただいまより通告に基づき一般質問をいたしたいと思ひます。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。また、今回の選挙で初めての議会での質問でありますので、不備な点もあろうかと思ひますけれども、ご配慮のほどをよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それではまず、大綱の1の災害対策についてお伺ひいたしたいと思ひます。1つ目、最近多発するゲリラ豪雨への対応についてお聞きしたいと思ひますが、近年温暖化の影響と言われておりますけれども、局所的短時間に大雨が降る一般にゲリラ豪雨と言われておりますけれども、それによる被害が赤平でもふえているような気がいたしますが、いかがでしょうか。

また、本市は、空知川を挟んで開けておりまして、平地が少なく、川の長さはなくとも山からの落差がある小さな川が多いと思ひますが、一体赤平市が所管する河川の数はどの程度あるのか、この点をお伺ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 最近多発するゲリラ豪雨への対応、対策についてお答えをさせていただきます。

昨年の8月23日から24日にかけての連続雨量118.5ミリ、時間最大雨量49ミリや今月1日から2日にかけての連続雨量106.5ミリ、1時間に28.5ミリの雨量など、近年は短時間に多くの降雨の発生が多くなってきております。全道的にこのような降雨は増加傾向にあり、道内のアメダス観測では1時間当たり10ミリを超える大雨の発生が観測地点1カ所当たり1970年代は7回であったものが2008年では9回となっているとのデータもあり、対応に苦慮しているところであります。

さて、本市で管理している河川についてでございますが、市内には空知川を除き40河川があり、河川

延長は145キロほどあり、そのうち赤平市で管理している河川は普通河川40河川で、管理延長は123.4キロとなっております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 私の感覚では、まちの面積とか規模からすると40河川を管理するというのは相当多いような気がいたしますが、そのすべてに市民が住んでいたり、開発されているわけではないと思ひますけれども、ここ最近、過去3カ年でよろしいのですが、その豪雨によって住民の生活の安全を守るために危険箇所であるとか河川、道路など現場に出動した回数及び箇所数についてどの程度あったのかお伺ひいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 近年の集中豪雨による職員の出勤回数や被害等の状況についてでございますが、平成20年は被害が発生するような豪雨はありませんでしたが、平成21年は7月に24時間雨量75ミリの降雨があり、市道4路線に冠水や路面洗掘等、普通河川2河川に河岸決壊等、農業関係では6カ所にのり面崩壊等の被害が発生しており、昨年は8月に連続雨量118.5ミリの降雨があり、平成13年以来の公共土木災害4カ所を含め市道15路線、普通河川11河川、農業関係では16カ所に同様な被害が発生しております。ことしはこれまでに7月14日の24時間雨量73.5ミリの降雨により市道7路線、普通河川2河川、農業関係6カ所に被害、また8月14日には24時間雨量71.5ミリの降雨により市道4路線、農業関係4カ所に被害が発生しており、さらに今月は1日から4日にかけて累計183ミリの降雨があり、市道18路線、普通河川11河川、農業関係12カ所に被害が発生しております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 災害というのは、時と所というか、ある程度事前の予測もあるかと思

いますけれども、それぞれ悪天候の中それらに伴ってさまざまな対応をされている職員の方々に住民も感謝申し上げておるところであります。それらの出勤に伴って一時的な対応で済む場合と、それから被害があった場合災害復旧をしなければならないと思うのでありますけれども、その被害の程度によって激甚災害であるとかいろいろなランクがあると思えますけれども、一般的に国費による公共災害について認定される基準というのはどういうふうになっているのかお伺いしたいと思うのですが、よろしくお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 公共災害として国費の対象となりますのは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法で規定されており、適正な維持管理がなされていたもので、異常な天然現象により破損した場合で1件の工事費が60万以上の場合に該当となり、災害査定により決定となります。異常気象の基準といたしましては、河川以外につきましては24時間雨量80ミリ以上、時間雨量20ミリ以上、河川については河岸高の5割程度以上の水位となっております。これらの基準に該当にならないものは、単独災害もしくは通常の維持補修として対応することとなります。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 このゲリラ豪雨の特徴というのは、局所的、短時間的ということで、豪雨の記録ができない中、被害が出るという特徴があります。公共災害に認定されない状況で、また今までの経験則によらない箇所では被害が出るという、そういう事態が最近起こっているような気がいたします。市が独自に対策をとらなければならない箇所について、住民の要望に市の財政状況から今まで十分な措置がとられていない箇所はないのでしょうか。また、住民もそれぞれ市の財政状況をよく理解しておりまして、我慢しているのだというふうに考えていただきたいと思えます。それぞれ災害の復旧に優

先順位というものがあるのは理解しておりますが、箇所によっては対策がずっと先送りされている状況もあろうかと思えますが、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 普通河川の補修等整備に関する地権者等からの要望は以前からございますが、普通河川の整備に関しては国庫補助事業等による該当する補助メニューがなく、公共災害が該当となった場合の災害復旧事業による整備しかありません。また、市費による河川改修等は多大な経費を要することから、限られた予算の中で維持補修程度しか行えないのが現状でございます。しかし、社会資本整備総合交付金など国の制度も変わってきておりますので、今後の制度の動向や現在の財政状況における全市的な事業の中での優先順位等も考慮しながら、今後の整備の可能性を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 個別具体的な案件については、今回控えさせていただきたいと思えますけれども、最終的に財政的な問題になると思えますので、2番の災害復旧に対する予備費への考え方ということでお伺いしたいと思えますが、予備費と呼んでいいのかどうか、私自身勉強不足であります。専決処分であるとか補正予算等で災害復旧が手当てされておるといのが現状であると思えますけれども、復旧の財政的な裏づけについてであります。どのようなやりくりをなされているのか、その財政的な裏づけについてお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） ご質問の財政的な裏づけということでございますが、災害復旧債に関する財源確保の考えということで、災害復旧事業は二次災害等の防止を図る上でも緊急を要するのは当然のことで、臨時議会あるいは専決処分による補正

予算の対応が可能となってまいります。また、その財源といたしまして、本市としては災害時に運用することを目的とした北海道市町村備荒資金組合、こちらに約1億1,000万円を積み立てているほか、財政調整基金についても現在約11億5,000万円の残高となっておりますが、当財政調整基金も災害が生じたときの財源とする目的といったものも含まれておりますので、当面予想のつかない災害に対して予備費ではなくこうした財源を緊急時の備えとしてできるだけ維持し続けることが重要であるというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 こういう財源の規模が適正であるかどうかというのをまた今後も検討して、論議していかなければならないというふうに思っておりますけれども、まず住民の安全、安心を守るというのは自治の一つの重要な基本的な要素であると思っておりますので、今後もそういうしっかりとした財政の確保をお願いして、この質問を終わりたいというふうに思っております。

次に、大綱2番目、子供たちの課外教育についてであります。子育てと地域連携について。子供たちを育てているというのは学校だけに任せてよいわけではなくて、家庭だとか地域だとか市民全体で子供を育てていくと思っておりますけれども、この人口が減少している中それぞれ育成会であるとか子ども会、各種スポーツ少年団等、どの程度赤平にあるのかお伺いしたいと思いますし、またそれぞれ指導者が大事なかぎを持っていると思っておりますが、状況はどうなっているのかお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 大綱2、子供たちの課外教育について、①、子育てと地域連携についてお答え申し上げます。

議員からお話のありました育成会につきましては、平岸、茂尻、住友、赤平、豊里、北部地区の6つの

各地区育成会をもって組織された青少年育成連絡協議会が教育委員会内に設置されておまして、青少年の健全育成に努め、健康で明るい地域社会をつくることを目的に、5月の総会に始まり、5回にわたるふるさと少年教室、8月の夏季スポーツ大会、11月の子どもまつり、1月には百人一首大会と冬季スポーツ大会等の事業が行われています。子ども会につきましては、各地区育成会の下部組織となっております。各町内会ごとに組織されているものと思われませんが、正確な数は把握しておりません。スポーツ少年団は、多いときには6団体ほどありましたが、その後平成20年には剣道スポーツ少年団が、平成21年には柔道スポーツ少年団が、平成23年には平岸スポーツ少年団がそれぞれ廃止されまして、現在では赤平野球スポーツ少年団と茂尻スポーツ少年団の2団体のみとなっております。

育成会やスポーツ少年団等の活動は、あくまで活動する子供たちが主役であり、子供たちにとって通常の学校生活とバランスよく両立する活動内容、活動日数及び活動時間を保つことが重要であり、子供たちの体力向上と健全育成を目指して推進しているところでありますが、一方では指導者不足によるスポーツ少年団の廃止や育成会活動の停滞などが見られることから、適切な指導者の確保、育成が急務となっている状況であります。今後におきましてもさらにスポーツ推進委員など関係各機関と連携を深め、指導者の発掘や指導が行えるような人材の育成を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 一般的にはこういうのは多くは親であるとかボランティアの力で支えられているというのが現状だと思いますが、学校の先生方の力が大事ではないかというふうに私は考えておるのです。そういう点につきまして赤平の小中学校の学校の先生方について、管理職を除いて市内に在住する数はどの程度おられるのか。また、住

宅などの関係から家庭を持っている先生は無理にしても、赤平に着任している間せめて独身の先生方に市内に住んでもらうような、市が人事権を持っているわけではありませんけれども、少なくともそういう働きかけをしてもやぶさかではないかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） ただいまの子育てと地域連携についての2番目の質問ですが、学校行事については保護者協力が不可欠ということですが、物心両面にわたって協力を保護者にもいただいているところです。同時に教職員の教育も当然大きなものとなっております。今育成会行事についての質問というのもありましたけれども、育成会のお世話をする方がなかなかいच्छららないという状況が続いていることから、学校を離れた育成会の行事であっても、例えば育成会のスポーツ行事、夏と冬にやっていますけれども、それでは教職員が実際の指導にかかわっているというのが現状であります。

そこで、市内在住の教職員の数ですけれども、現在管理職を除いて5名程度という大変少ない数字になっております。数年前から比較しても減少傾向にあります。本市が地理的に通勤可能な場所にあることも理由としてありますけれども、市で用意している住宅が総じて古く、最近の生活様式の変化もあってなかなか入居に至らず苦慮しているところであります。そこで、教職員に対しての働きかけのことですけれども、市内在住が望ましいことは十分理解するところですが、先ごろ報告しました学校教育条件整備審議会の答申の中でも教職員住宅の老朽化が著しく、入居割合が極めて低い、利便性や地域との連携を図るためにも教職員が地元に住居することが望ましいとして、教職員の住環境整備について意見が付されているところであります。今後この配置計画の中でも触れていく問題と考えますし、予算等の課題もございますので、市長部局とも協議しながら、教職員の地元居住について対応してまいり

たいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 時間外を超えて部活動であるとかボランティアをされている先生方がいらっしやって、素晴らしい成果を上げているということは、それぞれ父兄も私たちも感謝と尊敬にたえないところでありますけれども、実際には70名近くいるはずの教職員のうち5名というのは私も想像していなかった数字であります。さまざまな要因があると思いますけれども、私が思いますには人口減少する中で文化、スポーツなどさまざまな分野の指導者の人材が減少することが残念でありますし、これからまちづくりに危惧しなければならない点ではないかと思っておりますので、これからもよろしく配慮を願ひまして、この質問を閉じたいと思ひますが、それに続きまして学校統合と今後への地域対応についてお伺いしたいと思います。

昨日も菊島議員も質問いたしましたので、重複は避けたいと思ひますが、先ごろ出された諮問によりますと今後5年から10年の間に学校統合が進められなくてはならないとありましたけれども、子供たちが減少する中、教育環境の充実のために必要なことであると理解しております。しかしながら、地域にとっては、学校というのはやはりもう100年近い歴史があるわけですし、地域の精神的な支えであり、柱である。今後の取り進め方についてどのような考え方で進めていくのかお伺いをしたいというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 学校統合と今後の地域対策についてであります。先ごろ出されました学校教育条件整備審議会による答申では10年間をその期間として、前後5年を前後期としてしているところであります。その答申の背景には急激な少子高齢化の進行によって現在の学校規模では適正な教育環境を確保することができなくなっているとのことか

らであります。言うまでもなく子供はその成長過程に応じて適正な規模での環境で教育していくことが望ましいことはご承知のとおりであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり学校が地域と密接に関係し合って発展してきた歴史も理解するところであり、過去の計画でも地域の文化拠点としての学校の存在に言及にしていたものもあるところですが、少子化の進行が予想をはるかに超えて迫っている現在の状況では無視することはできずに、純粋に教育論として適正配置を審議会に諮問したところでありませ

す。今後は、この答申を受けて具体的な計画を策定後に実際に地域に入っていく段階で、地域にとっての学校の存在を念頭に置きつつ、過去の例などを参考にしながら、学校や保護者、地域と十分協議を重ねて、理解を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 ぜひ地域住民の理解を十分得られるようにしていただきたいと思っております。答申が出た時点で、なくなる地域ではこの地域で子育てをするなということかという、そういう意見も市内のところから聞こえておりますので、市内のどこにいても赤平市では子育てが十分できるのだというような環境をつくれるようによろしくお願いいたしますというふうに思っています。

次に、大綱3番目の職員の地域活動についてお伺いしたいというふうに思っています。市の職員の積極的な地域参加についてということでもあります。協働のまちづくりという中におきまして、市民とともに職員もやっぱり地域の住民であるということから、近年積極的に地域活動に参加している職員が見受けられるようになってきました。町内会など住民自治、協働のまちづくりをさらに積極的にするために町内会などの地域活動の中に積極的に参加するように職員に勤めていただきたいというふうに思いますけれども、この点についてお伺いしたいと思

います。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 職員の積極的な地域参加について申し上げたいと思います。

職員の中にはボランティアグループを結成いたしまして、地域の草刈りや地域のイベントに出店したり、花火大会を催したり、積極的にかかわっている者、スポーツを通じて地域とかかわっている者も多数おりまして、年々参加者もふえてきているようでございます。仰せのとおり職員も地域の住民の一人でありますので、まちづくりに関する研修機会の確保により職員のコミュニティ意識の醸成につなげたいと思いますし、積極的に活動しています職員とのかかわりの中で刺激を合い、さらに職員の社会活動への参加が促進されればと考えているところでございます。

以上、よろしくご理解お願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 決して職員に時間外労働をせいということではありません。誤解されそうですので、お断りしますけれども、赤平の置かれている今の現状からすれば、行政と住民の意思の疎通、コミュニケーションというのがこれからまちづくりに大きな役割を果たしていくことは間違いないことだと思っておりますので、よろしくお願いいたしますというふうに思っております。

その点について、地域担当制についてお伺いしたいと思います。以前スクラムプラン等で市の計画の中で地域担当制構想があったように記憶しておりましたが、今はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。現状では職員が市内に均等に住んでいるわけでもありませんし、高齢化率も38%を超えている。たしかこういう流れは世帯比率でいくともっと高いのではないかというふうに思っておりますし、この地域コミュニティの形成からも支障が出てくる状況になってきているのではないかというふうに思います。先ほど伺いました職員のボランティアに頼るのではない対応がこれから必要に

なってくるのではないかと思います、この点についてお伺いいたしたいというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 地域担当制について申し上げたいと思います。

地域担当職員につきましては、地域みずからが主体的に活動を行うため、地域の活動に応じて話し合いや活動に参加し、情報提供や助言、行政との橋渡し役などを行うものとして平成17年度に策定いたしましたスクラムプランにもうたっているところでございますが、早期退職制度の実施から予想を超える職員の大量の退職によりまして職員の業務量も増大し、なかなか取り組むことが困難な状況にあるというのが実態でございます。

しかし、そうはいいまして市民と行政が一体となった協働のまちづくりにつきましては、今後のまちづくりの基本方向でございますし、地域担当職員制度は協働のまちづくりの有効的な手段の一つであると考えておりますことから、今後まちづくり基本条例の策定過程やまちづくり市民会議でのご意見を伺いながら、引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 本来地域自治というのか、そういうのは住民自身が自主的にやるのであって、行政に頼るといのは本末転倒かと思えますけれども、コミュニティが形成されるということに支障が出るようになるということになれば、やはりサポートやアドバイスが必要になってくるのではないかと思いますので、今後もよろしくお伺いいたしたいというふうに思っております。

こういことで、以上私の質問を終わりたいと思います。初めての質問で、勉強不足、言葉足らずなど、つたない質問になりましたけれども、適切なるご答弁をありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序5、1、東日本大震災と原発事故に対する構え、2、交通安全につ

て、3、小中学校の整備について、議席番号1番、大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕 通告に基づきまして一般質問させていただきます。

大綱1、東日本大震災と原発事故に関する構え、①、政府、財界の復興策についてお聞きします。今月13日の野田首相の所信表明でも述べられていますし、財界、経団連のほうも復興策を打ち出してきているのですが、その復興策の中に復興特区や道州制、特に復興財源については野田首相は今を生きる世代で負担する、これは被災地の方々に大きな負担になります。そうではなく歳出の見直しなどで国が支援できる財源の確保が必要だと思います。そのほかにも社会保障、税一体改革の名による消費税増税です。これは重大な問題で、2025年度の高齢化ピーク時には社会保障給付費の総額が151兆円となり、必要な公費は61兆円になると推計も示されています。文面どおりこれを消費税ですべて補おうとすると、消費税1%で2.5兆円とし、消費税率は24から25%というところでもない数字になります。その他共通番号制度の早期導入なども盛り込まれています。ほかにも国家戦略会議やTPPに対しても進める方針が出されています。これらに対していろいろな世論が出ていますが、赤平市としてはどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 最初のご質問につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

震災発生から半年がたちました。しかし、復興の道は大変まだ険しい中にございまして、被災された地域の皆様の心情を思うと大変私も本当にせつない思いでいっぱいでございます。

そこで、復興策についてでございますが、被災地域の復興に当たりましては、やはり国と地方公共団体との適切な役割分担と相互の連携協力のもとに、被災地域の住民の皆さん方の意見が十分反映された中で住民の命と暮らしを守る施策が推進されてほしいと、されることが重要であるというふうに思っ

います。東日本大震災復興基本法は、ご承知のことと思いますが、復興庁の早期設置、復興財源の確保のための復興債発行や被災地を税財政面で優遇する復興特別区域制度導入が盛り込まれておりますが、国、地方を挙げての復興が本格的に早急に取り組まれることを私も切に願うものでありますし、私といたしましては今回の災害により役場機能を含むまち全体が壊滅的な被害を受けた市町村も多数に上りまして、一自治体では到底解決できない未曾有の被害を受けておりますことから、法律の制定により何よりもまず復興に向けた体制が早く整備され、被災地の一日も早い復興が図られることを望むものでございます。

また、復興財源につきましては、震災復興基本法にうたわれておりますとおり、国は復興に関連する施策以外の予算につきまして徹底的な見直しを図ると。さらに、財政投融资にかかわる資金、また民間の資金の積極的な活用や復興債の発行等により財源の確保を図るということとしております。一方では、税制の改正、増税という問題もございますが、私は将来にツケを残さないという意味もございますが、復興を国民みんなで支え合おうではないかということも、こういうこともやはり私は十分検討されるとういのではないのかというふうに思っているところでございます。

以上、私の考え方につきまして申し述べさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕ありがとうございました。本当に国を挙げて全力、この復興策、支援策、考えていかなければならない問題だと思っておりますので、赤平市もどうか検討してください。

②の原発事故と今後のエネルギー政策についてお聞きします。今回の大震災で起きた福島第一原発事故は、世界でも大きな注目を浴び、世界的にエネルギーに対しての見直しが出されています。特に自然エネルギーについては、世界じゅうで関心を集めています。赤平市もエネルギー政策として自然エネ

ルギーを利用したエネルギー政策を考えていただきたいということで、エルムダムを使って水力発電を考えたのですが、そのことをお聞きしましたところこのダムの設計では水力発電に必要とされる水力が足りないということで、次に考えられる太陽光パネルの設置を考えていただきたいと思っております。特に災害時の避難所に指定されている学校などに設置することにより、災害時には発電の補助的役割をするということから、段階的にエネルギー政策を考えていただきたいと思うのですが、何かお考えがあればお聞きいたします。

○議長（獅畑輝明君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 原発事故と今後のエネルギー政策についてということでございますが、まず当市のエネルギー政策についてお答えさせていただきますと思っております。

議員ご指摘のようにこのたびの大震災によりまして、原発事故によりまして国民の間に原発についての少なからぬ危惧や不安が生じているということはお承知のとおりでございます。安全基準に沿ってつくられた福島原発がこのたびの地震と津波により深刻な被害を生じさせているというのは紛れもない事実であり、国及び関係者には事故の一刻も早い収束を図り、今回の事故を教訓に徹底した安全対策を確立することが早急に求められているところであります。本道にも泊原発がありますことから、道民や赤平市市民も不安を感じていることと存じますが、北海道及び北海道電力においても今回の震災を教訓により一層の安全対策を講じるよう要望するものであります。

また、安全対策の一方でエネルギー政策の見直しも議論されております。安全なエネルギーが望ましいというのは言うまでもございませんが、北海道の電力事情を調べてみたところ北海道全体の最大発電力は約600万キロワットと言われております。一番多く発電しているのは石炭火力発電で39%、次に原子力発電の35%、以下水力16%、石油火力8%、その他2%となっており、電力供給の3分の1以上は

原子力発電によっているものであります。したがって、エネルギー政策は膨大な電気を必要としている現在の産業構造やライフスタイルに係る問題でありまして、産業政策、環境問題も含め総合的に検討した上で国民的な議論を踏まえて考える必要があると思っております。しかしながら、太陽光や風力、水力、バイオマス、地熱など、自然エネルギーの転換は重要なことであり、国民の間でも自然エネルギーなど新エネルギーに対する関心は一段と高まっております。当市におきましても新たな熱源として地中熱ヒートポンプや木質チップを原料としたバイオマスエネルギーなど灯油にかわる代替エネルギーを積極的に導入している企業もありますし、また市の政策として住宅のリフォームに際して太陽光パネルの設置などに対する助成も実施しております。

そこで、議員ご提案の公共施設といえますか、災害時の避難所に太陽光パネルを設置するというところでございますが、当然避難所については非常時ということになりますので、非常電源設備というのが必要になってくるかと思いますが、太陽光パネルの電源確保につきましては夜間が発電できない、また天候、降雪等によって発電量が左右されるなどデメリットもありまして、蓄電池による蓄電のみで夜間照明や大量の電力が必要となる暖房機の稼働に対応できるのか、また維持管理等勘案し、非常電源として適用しているのかどうかという検討を要するものと考えております。また、公共施設等に太陽光パネル等を設置するということにつきましても、消費電力を100%賄うことは困難ではあります。太陽光発電システムを導入することで電力料金の軽減に加え、クリーンエネルギーの啓蒙効果も期待できます。他市の導入事例などを参考にしながら、当市における自然エネルギーの可能性について模索してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕ありがとうございます。ぜひとも検討していただいて、自然エネル

ギーの転換求めていきたいと思っております。

それでは、③、被災者支援と復興の基本についてお聞きします。今①の市長の答弁でもございましたが、住民の命と暮らしを守るのが大前提でございますが、被災地と被災者に対して今後赤平市が考える復興支援策をお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 被災者救援と復興の基本について申し上げたいと存じます。

昨日の市長の市政の報告の中でもお話がありましたが、全国の自治体が被災地を支援するためさまざまな取り組みがされております中、本市といたしましても被災者の方々にできる限りの復興支援をさせていただきたいという一念で震災直後に災害対策支援本部を設置し、市民の皆様からご協力をいただきながら義援金や救援物資の支援を、また一時避難といたしまして公営住宅を用意し、避難者の受け入れを行い、さらに行方不明者の捜索活動のため消防職員の派遣を行ってきたところでございます。また、職員の派遣に関しましては、市役所等の行政機能の回復維持や避難所の運営等のため要員の確保等につきまして全国市長会のほうから照会があり、当会に報告させていただいておりますが、このたび福島県より連絡があり、二本松市に避難されている浪江町民の皆様健康相談などを行うため保健師を派遣していただきたい旨の要望が浪江町よりありましたことから、ご要望におこたえさせていただき、9月4日から10月8日までの間、2週間交代で3名の保健師を派遣しているところでございます。今後におきましても、私どもにできる範疇で被災地の支援につきましては被災地の一日も早い復興を願い、精いっぱい継続して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕長期的な復興になると思うので、これからも頑張っていただきたい

と思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして大綱2の交通安全についてお聞きいたします。①、東文京町と北文京町の交差点の改善についてお聞きします。これは、文京町交番の信号交差点から豊丘へ向かいますと、一番最初に信号交差点があります。そこに小さな橋があるのですが、その橋の道幅が大変狭く、歩道もない状況でございます。ですが、この道は通学路にもなっております。学生の安全な通学のためにも、そして一般歩行者、運転ドライバーのためにも改善が必要かと思われるのですが、何か改善するお考えはお持ちなのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 東文京町と北文京町の交差点の改善についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の交差点に隣接をしております市道橋、緑橋につきましては、昭和38年度に橋長5.9メートル、幅員5メートルで架設されたもので、48年が経過し、現在に至っております。現況といたしましては、歩道は設置されておらず、通学路の指定を受けていることから歩道の設置、または拡幅等の整備の必要性は認識しておりますが、現在橋梁長寿命化計画の策定を行っておりますので、その結果を踏まえ、今後の対応方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕ありがとうございます。

そして、その交差点の先のバイパスに向かう市道にも歩道がないのですが、そちらの道に対しても何か対策をお持ちなのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 交差点から赤平バイパスまでの市道吉川線につきましては、歩道が設けられていない道路となっておりますが、昭和50年ころに市道として改良舗装等整備されたもので、その後赤平バイパス事業に関する都市計画決定において昭和

60年度に3・4・7豊通を延伸して赤平バイパスまで都市計画道路として決定された道路でもあります。都市計画決定においては、両側歩道で、総幅員は16メートルとなっておりますが、現在都市計画道路の構造規格が変更となっていることから、事業化に際しては都市計画変更や現道において都市計画道路として未整備区間となる歩道設置部分についての整備も必要になることから、道路に隣接する土地及び家屋等に影響を及ぼすおそれもあります。また、事業実施には多額の費用を要することから、事業の推進については道路再編に伴う道道昇格等も視野に入れ、北海道との協議を含め事業の可能性について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕ありがとうございます。赤平市の高齢化は皆様ご存じのとおりだと思いますが、同じくしてドライバーの高齢化も進んでおります。交通事故というのは、どれだけ注意しても起きてしまう可能性があるものでございます。その事故が起きる可能性を低くするという一方で、改善していただけたらと思います。

続きまして、大綱3、小中学校の整備についてお聞きします。①、生徒玄関前と職員玄関前の舗装についてお聞きします。赤平市各小中学校前は砂利でございます。今回の学校統廃合のこともありますし、避難所にもなっているということから、これを機に舗装整備を考えていただきたいのですが、この学校前の砂利に何か意味はあるのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 生徒玄関前と教職員玄関前舗装についてお答えいたします。

今議員がおっしゃいましたとおり、学校は児童生徒の教育の場という以外にも災害時における避難所としての役割を持ち合わせているということです。そこで、玄関前の敷地の舗装についてですけれども、現在市内の全小中学校では未舗装のままとなっております。各校で敷地としての広さには差はありますけ

れども、その舗装にはやはり多額の費用が必要であることが主な理由と考えております。

そこで、舗装ということですが、舗装には貨物車とか除雪重機などの重量車両の通行にも支障のないような路盤の施工とか、また舗装することに伴って排水の整備が必要になるということもありますので、相当な費用を要するということになります。また、今おっしゃいました統廃合の話ありましたが、市内の小中学校の今後の適正配置の計画の進行状況にも大きく影響いたしますので、いずれにしてもこの配置計画の進行と予算の状況について見きわめながら、その可能性について今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕ありがとうございました。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序6、1、当市の公営住宅の政策について、2、今後の水道事業について、3、防火対策について、4、有害獣駆除と今後の対策について、議席番号7番、太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕通告に基づきまして質問させていただきます。よろしく願いいたします。

大綱1、当市の公営住宅政策について、①、公営住宅建てかえ計画の進捗状況と今後の見通しについて。市内全域で市が管理している公的住宅は2,800戸ほどあり、この十数年豊里、幸団地を初め、住友改良住宅、平岸シルバー住宅など、そして現在茂尻地域の人の念願だったふろつきで暖かい住宅の建設も始まり、入居者にも大変喜ばれております。当初の計画からしてどの程度目標が達成されているのかお伺いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 公営住宅建てかえ計画の進捗状況と今後の見通しについてお答えをさせていただきます。

公的住宅の整備につきましては、住宅マスタープランや公営住宅等長寿命化計画を基本に団地の集約、戸数の縮減と建設コストの削減を図りながら、良好な住環境整備を進めており、近年では4地区の整備を行っております。豊里地区の幸団地につきましては、4団地の建てかえで33棟136戸を1団地2棟71戸に集約し、管理戸数を半減しており、平岸地区の新光団地につきましては3団地の建てかえで21棟91戸を1団地2棟64戸に集約し、管理戸数を3分の2としております。また、茂尻地区の茂尻第一団地につきましては、建てかえ前に翠光団地、百戸北、南団地を除却廃止し、新春日団地、春日団地、元町西団地を建てかえ対象団地として、全56棟251戸を7棟72戸へ集約予定で、管理戸数を約3割とし、平成33年度完了を目指して事業を進めております。福栄地区につきましては、65棟574戸を除却し、7棟271戸を建設し、これまでに管理戸数を半減しております。これらの平成10年度以降の全体数としましては、管理戸数縮減を目標に13団地1,009戸の除却に対し418戸の建設と集約建てかえを推進しております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕平岸地区の空き家対策について、平岸曙団地も目に見えて空き家が目立ってきております。ここまで空き家がふえてくると防犯上大変だろうと思われませんが、住宅集約なども考え、財政上厳しい面もあるとは思われますが、随時解体などはできないものでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 平岸地区の空き家対策につきましては、平岸地区には新光団地、新光東団地、新光西団地、曙西団地の26棟192戸がありますが、そのうち曙西団地は17棟100戸、入居戸数は38戸と空き戸が多い団地ともなっております。曙西団地につきましては、建設当初炭鉱住宅として建設しており、現在の計画では福栄地区建替事業に含めて計画している団地でもありますが、建てかえ計画が当初計画よりおくられていることから、今後入居者がいな

い棟などについて防犯、環境改善のため除却等整理できないか北海道とも協議してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 文京、豊丘地区の公営住宅について、文京、豊丘地区の団地についてはその大部分が建築年数が古く、特に若草団地の一部では強い雨が降るたびに通路に雨水がたまり、生活排水が排水方法がとれないために台風のときなどは床下に逆流しているところもあります。また、文京、豊丘地区については、生活排水やトイレが水洗化になってはならず、先ほど申し上げましたように住宅集約など考えていただき、その文京地域に将来公営住宅の建設の計画があるかどうか聞かせてください。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 文京、豊丘地区の公営住宅についてでございますが、公営住宅ストック総合活用計画において茂尻第一団地完了後、文京、豊丘地区の若草団地、緑ヶ丘第三、第四団地、吉野第一、第二団地の計45棟190戸を吉野団地への集約建てかえを計画しておりますが、実施時期につきましては茂尻第一団地の事業推移や今後の財政状況などを見きわめながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 赤間、旭団地について、旭団地は今では入居者も少なくなってきており、共同浴場の運営も非常に厳しい状況にあり、空き家の管理、冬の除雪やその他のインフラ整備のことを考えると将来的に住宅の集約も視野に入れなければならない時期に来ていると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 旭団地についてでございますが、現在管理戸数132戸に対して47戸が入居されている状況であります。将来的には先ほどお答えをいたしました吉野団地建替事業において集約、

団地廃止について検討してまいります。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 第5次総合計画における今後の住宅政策についてさまざまな住宅に関する質問をさせていただきましたが、第5次赤平総合計画において既に実行、また計画されているものもあると思っておりますが、それらについて答えられる限りで結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 今後の住宅政策についてでございますが、第5次赤平市総合計画においても住環境整備は重点プロジェクトに位置づけをしておりますので、継続事業であります公営住宅及び改良住宅建替事業や公営住宅等長寿命化改善事業、またあんしん住宅助成事業などの計画的な推進、さらに現在町内に設けた住環境対策プロジェクトチームにおいて施策を検討中でありますので、新たな事業の展開など財政状況を見きわめながら事業推進に努めてまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 ありがとうございます。

それでは、大綱2に移ります。大綱2、今後の水道事業について、①、上水道の水道機器類の更新について。3年ほど前になりますが、浄水場の送水管の一部が損傷し、2,000万円弱の費用がかかったと記憶しておりますが、使用年数を考えるとほかの機器類にもこのようなことが起きるのではないかと心配されます。特に川から水を吸い上げる原水ポンプや浄化した水を送る送水ポンプなどさまざまな機器類がありますが、浄水場の各種機器類の更新はどのように考えているのでしょうか。また、ろ過池に使用するろ過砂の取りかえ頻度などはどのようにしているのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（横岡孝一君） 浄水場の水道機器類の更新についてお答えをいたしたいと思っております。

議員ご指摘の3年前の浄水場送水管の一部損傷に費用がかかった件でございますけれども、平成20年6月に浄水場内の送水管において溶接継ぎ手部から漏水が発生し、急遽翌年度予定していた当管路の更新工事を一部前倒しをして実施した工事で、当時社会経済常任委員会にご報告させていただいた工事のことと思います。

使用年数から他の機器類においても同様のことが起きるのではとのご心配ですが、現在の浄水場は昭和52年度より供用開始し、34年が経過している状況でございます。取水場及び浄水場内にはご指摘の各ポンプのほかさまざまな設備、機器類があり、それぞれ稼働頻度や耐久性が異なっており、運転業務においてこれらに異常がないか、運転に支障がないかと場内巡視などの日常点検を行っているほか、定期的に検査、点検を行ってございます。これらの結果から修理、交換、更新の判断を行い、緊急性の高いものから優先順位をつけ、年次計画をベースに年間執行可能額を勘案しながら実施しています。しかし、実情により急遽対応しなければならないことがあり、優先順位の入れかえが必要な場合があります。先ほどの3年前の更新工事がこれに当たります。

機器等の更新を耐用年数前に行うことは最も理想でございますけれども、更新費用が伴います。現状では、水道事業会計は平成21年に不良債務の解消ができ、今後は更新費用に充当すべく内部留保資金を少しずつふやすことが必要です。浄水施設は、特殊な部品があり、機器類の中には多額の費用を要するものが多いことから、現在運転に支障が出ないよう可能な限り修理、交換のほか、分解点検、整備による延命措置を図る努力をしています。現在人口の減少や景気低迷等の社会的影響から給水量の減少傾向が続いていますが、減少に歯どめがかからなければ将来の浄水場の規模やあり方について検討しなければならない時期が来ると考えられます。当面現状の対応を継続することと考えています。

なお、ろ過池のろ過砂の交換頻度ですが、交換時期についての規定はなく、日常運転でのろ過砂減少

分の補充のほか、ろ過能力の落ちる現象が生じたときに交換時期の目安としており、現実的には比較的長期間使用できています。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕市内全域の水道状況について、配水管は総延長はどのぐらいあるのでしょうか。また、配水管の耐用年数であります。法的にはおおむね40年と言われておりますが、これは配水管の種類により多少違いがありますが、配水管の総延長に対してどの程度が40年を超えたかわかればお聞かせください。

また、火災が発生して一気に水を使ったときに地域によって赤水になってしまうのは、これらのことも関係あるのかどうかお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（横岡孝一君） 市内全域の水道管の状況についてでございます。

平成22年度末現在における水道管全体管路延長は約103キロメートルあり、そのうち配水管の総延長は約91キロメートルでございます。

法的耐用年数についてですが、地方公営企業法施行規則に有形固定資産耐用年数が表記されてございます。従来材質による耐用年数が異なっておりましてけれども、2001年に地方公営企業法施行規則の一部が改正され、現在では材質にかかわらず配水管の耐用年数は40年となっております。この法定耐用年数は、さまざまな施設について減価償却費を毎年計上するための経理上の措置として地方公営企業法に定められたものでございまして、必ずしも実際の使用限界とは一致していませんことをご理解願いたいと思います。

次に、配水管の総延長に対しての割合ですが、約91キロメートルに対し法定耐用年数を超えた配水管は約33キロメートルあり、約3.6割となっております。

次に、火災発生時に消火のための大量使用時に生ずることがある赤水の原因ですが、水道水の中には鉄分、マンガン、ミネラル分などが微量に含まれて

ございます。これが時間の経過とともに配水管の内面に付着しており、これが大量に使用されることで流速が速まったり、場所によっては流れる向きが逆になったりすることで剥離が生じ、赤水の原因となります。これは、比較的年数の経過した管にこの現象が見られます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 耐用年数40年を超えたものの配水管に対して今後の考え方をお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（横岡孝一君） 耐用年数40年超えの水道管に対しての今後の考え方ですが、実際使用年数と法定耐用年数が異なることを今ほど説明をさせていただきましたが、まだ使用限界に達していないにもかかわらず40年過ぎたものすべてを直ちに取替えるとすると、確かに安全面では理想ではあるかもしれませんが、多額の費用を要することから、受益者負担などの資金確保の面から水道事業会計の経営に影響を与えることとなります。

では、水道管は布設してから何年で取替える必要があるかと申しますと、水道管の材質や使用状況、埋設されている場所の土質など周辺の状況の違いがあつて一律の基準はございません。現実漏水の発生頻度の状況などから原因を推定し、明らかに老朽によるもの、破損しているものなどを優先的に更新を行うこととしています。不良債務を抱えた期間もあり、費用や体制の面から思うような更新が進んでいない状況には違いはありませんが、今後もしできる限り継続した更新を進める考えでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 今の答弁に対してはおおむね理解いたしました。

大綱3、防火対策について、防火水槽及び消火栓の適正配置、管理について。この春市内の中心街で

ある洋服屋さんから出火して、長時間にわたり消火に手間取り、苦勞されたようですが、1つの防火水槽では間に合わず、他の町内からも消防車を何台か中継しての消火作業であったかと思えます。また、繁華街にある防火水槽の能力や消火栓が十分に発揮していたかどうか、これについても心配しているところでもあります。

防火水槽について、当市は石炭のまちとして栄えてまいりましたが、古くには木造住宅が多く、火災件数もそれに伴い多かつたわけです。市内の防火水槽と消火栓の位置確認のため、2日間かけて全市を調査しました。防火水槽が118カ所と消火栓が22カ所で、おおむね半径250メートルの中に防火水槽や消火栓が設置されておりました。30年、40年、それ以上に古くから使用されてきている防火水槽もあると思われませんが、炭鉱閉山の後地盤沈下やその他の理由で防火水槽に支障を来すことはなかったのでしょうか。また、現在防火水槽及び消火栓の管理などどういうふうにされているのかご説明をお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 消防長。

○消防長（中村高庸君） 大綱3、防火対策について、①、防火水槽及び消火栓の適正配置、管理についてお答えをいたします。

本年4月3日に発生しました洋品店の火災は、覚知から鎮火まで長時間に及ぶ火災でありました。この火災で使用した消防水利は、初め3カ所の防火水槽より給水しておりましたが、時間の経過とともに補水が必要となったため、残る2分団を出動させ、中継送水を行った結果、水不足もなく消火活動ができたもので、この火災において全部で7カ所の防火水槽を使用いたしました。

次に、消防水利についてでございますが、現在本市では防火水槽が118基、消火栓が22基あります。合計で140基でございます。その中で設置から30年以上経過している消防水利は100基でございますが、数カ所の漏水修理等は行っておりますが、そのほかは大きな修理もなく現在も使用しております。設置

基準につきましては、消防水利の基準に基づき、防火対象物から1つの防火水槽に至る距離が市街地及び準市街地では100メートル、農業地区を除くその他の地区では140メートルとなっており、当市は全域においてほぼクリアされております。

管理につきましては、赤平市消防警防規程に基づき、水利の保全に関する要綱を定め、水利台帳を整備し、毎月行う定期調査、春、秋2回行う特別調査等の年間計画を作成し、実施しております。

調査する内容につきましては、防火水槽においては水量の増減及び取水口の状態等の確認、消火栓につきましては漏水の有無及び本体の形状の確認を行っております。

整備に関しましては、古くなった標識の取りかえ、防火水槽のふた、消火栓本体の塗装、夏場における草刈り、冬期間の除雪などを行っております。

今後におきましても火災時に効果的に対応できるよう消防水利の管理及び整備に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 水利が少ない消火栓についてはどうしているのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 消防長。

○消防長（中村高庸君） 市街地につきましては、先ほど説明したようにある程度クリアされております。それ以外の地域におきましては、確かに足りない部分もあります。消防タンク車を利用しての中継操作となります。水の切れないような日ごろよりの訓練も行っております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 わかりました。理解いたしました。

大綱4、有害獣駆除と今後の対策について、①、エゾシカの駆除と対策について。エゾシカ及びアライグマの駆除について、エゾシカによる食害などをテーマにしたシンポジウムが9月4日、北海道新聞

社と道新野生動物基金の主催で道新ホールで開かれ、基調講演では吉田酪農学園大准教授が、野生動物学専門なのですけれども、道内各地のエゾシカによる食害が深刻であり、特に知床岬などの深刻な植生被害について報告いたしました。草木の被害が今後は鳥類の生息環境悪化や土砂災害につながると指摘しています。パネル討論では、今後5年、10年で相当な数を捕獲しないと人間が管理できなくなるとの話も出て、若手ハンターの育成の重要性を強調されました。

また、8日の新聞では、7日に道が主催でエゾシカ肉の衛生管理について滝川市の中空知地域職業訓練センターで開かれ、道内各地から食肉処理関係者や流通業者が集まり、解体処理のポイントを学びました。シカ肉の消費拡大には衛生管理の徹底が重要として道が初めて開催したもので、これからも道東方面でも講習会を開いていくということなので、食肉ということでは一歩進んだ気がいたします。しかし、赤平市としては、近隣市町村と連携してエゾシカ食肉というものを進め、今回も滝川市に来られたコープさっぽろの商品検査室長はアイマトンの工場を見学して、シカ肉は広く流通するプロセスの途中にあると感じたと話しており、食肉の流通に対してももっと近隣市町村との話し合いが必要ではないのかと。また、エゾシカ捕獲に関しても近隣市町村で話し合うことができないのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） エゾシカ駆除と対応についてですけれども、近年有害鳥獣による農業被害が増加の一途をたどっている現状であり、エゾシカ等による食害が多発しているところであります。当市といたしましては、エゾシカやアライグマ等による農業被害を食いとめるため芦別市と連携し、6月15日に芦別・赤平有害鳥獣被害防止対策広域連絡協議会を新たに設置し、7月4日に芦別・赤平広域鳥獣被害防止計画を策定したところでございます。

エゾシカの食肉に対しましては、衛生管理や安定的な供給など課題がありますが、今後近隣市町村や

関係機関との情報の交換を行っていきたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 当市のエゾシカ対策の状況について、当市も昨年より空知総合振興局との協議、連携の中で、エゾシカ対策には電気さくの設置などでその電気さくを超えて農作物を荒らさないような方法、アライグマには箱わななどで捕獲して対応してきていると思いますが、それ以上に収穫の秋を迎え、昨年と比較して食害による被害などの成果がどの程度上がっているのか。エゾシカとアライグマそれぞれ分けて聞かせてください。

○議長（獅畑輝明君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 今回国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用しまして、エゾシカ対策といたしまして電気さくを約31.6キロ設置し、アライグマ対策として箱わなを30基購入しました。それにおいて10月にアライグマ講習会を開催する予定になっております。

それと、エゾシカの捕獲数は、平成22年度が91頭、平成23年度が8月現在で70から80頭であります。アライグマは、平成22年度が28匹、平成23年度は9月現在で27匹捕獲しております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 それと、今までに何回空知振興局との協議会に参加して、駆除に対してどのような対策や意見が出たのか、できれば聞かせてください。

○議長（獅畑輝明君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 空知総合振興局が主催となって、国、市町村、各猟友会支部、各農協、各森林組合、各警察署、JR等により平成22年の12月に空知地域エゾシカ対策連絡協議会が設置されましたが、現在1回開催した程度です。

協議の内容につきましては、鳥獣被害防止対策事業の活用についての説明と、さらに関係機関との情報の交換を行ったところであり、意見としては北海

道猟政協議会からエゾシカの数が増加しているため、捕獲を要請されていますが、許可更新のための書類がふえ、更新をあきらめる人がふえているという意見が出ておりました。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 これまで地元猟友会に対して市はエゾシカ駆除に対してどのようなお願いしたのか。また、若手ハンターについても若い世代が猟師になるための助成金など設けているのか教えてください。

○議長（獅畑輝明君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 当市といたしましては、昨年と同数の捕獲を現在依頼しておりますし、広報等を利用してハンターの募集も行っております。また、昨年若手ハンター1名が加入し、狩猟免許を取得し、ことしから活動しております。また、銃を所持するためには金銭はもとより家族の理解が最も重要であると考えますし、協議会の中で狩猟免許の予備講習代など助成等はできますので、関係機関と連携を図りながら、若手ハンターの増加に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○7番（太田常美君）〔登壇〕 いろいろとご答弁ありがとうございました。まだまだシカ駆除に対しては近隣市町村とも連携とりながら、お互いに連絡して、力を合わせて、近隣市町村からもお願いしてシカ撃ちをしてもらうとか、また食肉に関してもどうか空知振興局に行っても近隣市町でもって話し合っ、食肉対策を考えていただくということでもよろしくお願いたします。

それぞれについて丁寧なご答弁ありがとうございました。以上をもって私の質問を終わらせていただきます。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす17日から27日までの11日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、あす17日から27日までの11日間休会することに決しました。

○議長(獅畑輝明君) この際、ご報告いたします。

さきに設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に北市議員、副委員長に向井議員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長(獅畑輝明君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 0時07分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)